

調布市議会改革検討代表者会議第19回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年11月14日（水） 午前10時01分～午前11時55分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

第19回になるこの議会改革代表者会議であるが、いよいよ年の瀬も迫ってまいり、第4回定例会も今月末招集され、たいへん忙しい御多忙の中を御参集いただき感謝申し上げます。今日もそれぞれの議論を進めていくわけだが、忌憚のない意見交換、そして建設的な意見、そうしたものを皆さんで構築しながら一つ一つ積み重ねていければ、このようにお願いし挨拶とする。

3 検討・協議事項

(1) 第18回代表者会議における合意事項

川畑副座長：それでは、日程に従い協議していく。それでは、日程の1第18回代表者会議における合意事項を議題とする。前回第18回代表者会議で了承された合意事項の確認ということで、合意資料13をお配りしてあるので御確認をお願いする。内容としては、行政への監視機能、政策提言機能及び議員研修については、議会機能の強化と捉え、今後の議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとし、政策立案及び政策提言を行うよう努力することとすること。そのため、必要があると認めるときは、議長の判断によって調査や研究を行うための研究会を設けることができること。議員研修については、充実と強化を図り必要に応じて、専門家やその他有識者との研修も今後考えていくこと。これら議会機能を強化するため、必要な予算の確保に努めていくこと。また、議会議務局の体制整備についても、議会の政策立案機能を充実させること。次に、1日1常任委員会の開催と特別職の出席を求める提案であるが、従前どおり4常任委員会同時開催すること。特別職の委員会出席については、従来どおりとする。ただし、理事者側から申し出があれば特別職の委員会出席を拒まないことを合意内容としている。御確認をお願いする。

次に、日程の2、検討・協議事項に入る。(1)の委員長報告を議題とする。委員長報告については、井上委員（109番、111番）、大河委員（110番）、林委員（112番）から提案されているので、それぞれ、提案説明をお願いしてから、御意見を伺うのでよろしく願います。最初に、井上委員から順に提案説明をお願いする。

井上委員：提案番号は割愛する。委員長報告について、これまでの委員長報告を振り返ると、本会議場におけるインターネット中継が導入される前について、委員

長報告は委員会での審査結果のみの報告を行ってきた。それに対して、委員長報告のとおりでない会派からその請願・陳情に対して異議の発言が行われていたというシステムだった。それが、インターネット中継が導入されたことで、各議員の賛否、意見の内容について150字以内でまとめて、委員長のほうでまとめて報告をするスタイルに変わった。とはいえ、その委員長報告に対して委員会の委員長報告とおりでない会派からは異議の発言を行っているというのが現状である。我々の会派としては、委員長のほうで各委員の報告を150字で伝えているけれども、さらにそれ以上に異議の発言も行われているということについて、委員長報告とおりではあるけれども、なぜその委員会の中でその態度を示したのか、委員長報告とおりの会派からも発言を行えるような形をとる必要があるのではないか、という認識のもとにこの提案をしている。委員長報告については、審査結果のみを報告してもらい、それに対して賛成・反対の立場の方から討論がある場合には、委員長の報告とおりだったとしても、討論が行えるようにする。その時間については、私どもとしては、1分という時間制限を、今回についてはするという考え。これまでネット中継が導入されてから、150字の要約で成立をされてきたが、それについては討論に代えられるだろう、という提案である。

大河委員：委員長報告は、他市の議会、たまたま多摩市議会だが、標準議会規則にも書かれていると思うが、全会一致、原案了承であっても、委員長がどんな意見が出た末に、そういう結論に至ったかという内容について、重立った意見を中心にとは思うが、委員長のほうから説明をいただくというのが、インターネット中継のこともあるし、説明責任を果たすという意味でも、重要ではないかと思う。大事なのはどこが何を言ったかではなく、市民にどのような内容の審査が行われ結論に至ったかを伝えることではないかと思う。意見が分かれた場合のみ議論の内容が、報告として読み上げられるが、全会一致、原案了承の場合でも内容の説明があっていいと思っている。

林委員：我が会派としても、委員長報告拡充後の現状においても改善の余地があるのではないかとということで提案した。現状認識については、先ほど井上委員のとおりである。今後、委員会のネット中継等も議論されていく中で、委員会での議論はしっかりと見られるということを前提にして考えていくと、現状の委員長報告拡充後の現状を、反対者だけが改めて委員長報告の後に討論をされている現状について一定の改善を図るべき。その1つの提案として、井上委員の提案があったわけだが、我が会派としては、皆様方と議論させていただきながら、一致点を見出していければなと思う。

川畑副座長：それぞれの説明が終わった。御意見を伺う。

雨宮委員：井上委員に質問。議会運営の効率化は必要と感じるが、問題は市民との関係で言うと、議会の審議内容がつぶさに報告され、明からにされるということが、重要な説明責任だと考える。その点から見て、ネット中継を見れば事が足りるというような意味合いに私は受け取れたが、やはり委員長報告はあく

まで審議経過の報告である。討論は、文字面だけで言えば、態度が違う議員や会派に対して、説得して態度の変更を求めるとというのが、本来の趣旨だと理解している。その点から言って、討論は態度が特に分かれた場合に、意を尽くすという意味からいうと、無制限にやってもいいという意味ではないが、一定の時間の幅は必要だが、1分というのは少し無理ではないか。それから委員長報告はあくまで150字、これでどれだけ述べられるのか、現状でも不十分ではないかと思っているが、その辺りについてどうか。

井上委員：2点質問があったが、1分では無理ではという御指摘については、2点目の150字の件にもかかわってくるが、実際300から400字くらいが1分であろうか。その中で現状の委員長報告の150字よりは拡充される内容であると考えて、1つの基準として具体案を出さなければならぬだろうということ、1分ということで時間の提案をした。2点目の150字では不十分ではないかという点については、この辺についても、じゃあ1000字ならいいのかが等、そういった基準は皆さん価値観、考え方があろうかと思う。その中で少なくとも、議論をした上で、各委員150字でと示されていると理解している。現状150字で込められるものをコンパクトにまとめていけば、私は不十分ではないと思う。

大須賀委員：井上委員に質問。基本的な考え方は理解する。ただ、委員長報告の中には例えば予算、決算があり、そうすると請願・陳情、通常の議案であれば1分も可能と思うが、予算、決算に対する討論となると、1分は少ない。その辺は、例えば1分と決まったら、そのとおりだけど、予算、決算の場合はそうではないという2段構えなのか、全て含めて1分なのか。そのあたりはどうか。

井上委員：予算、決算については、分割審査の方式ということで、各4常任委員会に付託をされて、議案としては本会議場で1本ということになっていると認識している。その1議案、予算、決算に対する各会派の討論は現状でも本会議場で行われていると思っている。その中で会派の考え方は示せる。委員会の中で、予算、決算とその他議案、請願・陳情とカテゴリーを分けたときに、予算、決算の重みがあるとの御指摘だったと思ったが、その点についてはそういう形で会派としての考え方を提案できるとしている。現状でも150字だし、あわせて委員会で全会一致で決した内容については、現状でも委員長報告は150字という報告はないはずなので、そういう形で対応できればと思う。

ドゥマンジュ委員：井上委員に質問。議会改革、市民にとってわかりやすい議会ということからすれば、討論を1分にするのがその方向と一緒かが疑問である。まずその点についてどう考えるか伺いたい。また、他市でも討論に制限時間を設けているか。

井上委員：他市の状況については未調査である。我々の会派で議論をした中で、委員長報告の150字からすれば、2倍程度になるだろうということで今回は1分の時間を示したということである。市民にとってわかりやすい議会については、

現状で委員長報告どおりの会派からは異議の発言ができないのが現状なので、それに対して委員長報告のとおりではあるが、こういうことで委員長報告のとおりなんだという発言ができるという意味では、より市民にとってわかりやすい方向になるのではないかと考えている。

雨宮英雄議員：基本的に井上委員の考え方に賛成である。委員長報告の中には法律改正に伴って、条例改正ということになると、討論の余地があるのかないのかも含まれてくるわけなので、意見が分かれた場合の、委員長報告どおりの討論を含めて簡単に150字で態度表明を委員長報告の中に含めなくて、それに代わって討論を入れるということであれば、私は賛成したい。確認の意味で井上委員に質問するのは、そういうことをおっしゃったのか確認させていただきたい。

井上委員：雨宮英雄委員がおっしゃるとおりである。

林委員：基本的な考え方は井上委員に賛同する。1分は大体何百字程度と考えているか。

井上委員：先ほども申し上げたが、300から400字程度。読み手の議員によっても異なると思うが、大体そのくらいの間と知っている。

林委員：会派内の議論を披露してもらうつもりはないが、なぜ1分で落ち着いたのか。私個人としては、経験から1分間では少し物足りないと感じている。3分であれば、ある程度集約してまとめられると考える。なぜ会派で1分とされたか、お示してください。

井上委員：現状の委員長報告は150字である。それではやはり物足りないだろうということで、倍として300字程度、それを時間にあわせると1分くらいかという議論があった。

林委員：よくわかった。私の考えでは3分程度は必要かと感じる。

大河委員：私が主張したものに、あまり御質問はなかったが、やはり機関としての委員長報告をするという意味では、経過報告を、時間にしたらどのくらいになるかわからないが、先ほど3分という話もあったが、聞いてわかる内容にまとめることだと思う。討論の時間設定については、やはりそれぞれの議案の内容によって、非常にしっかり克明に話さなければならないことであったり、さほど必要じゃないことがあったりするので、私は言論の府であるから、きちんと話すことの有用性からすれば、今までの運営で非常に常識を欠くような時間の使いようがあったかということ、そうではないと思うので、時間を区切ってやっていくことを、効率的という言い方をするが、全て効率的であっていいのかということからすれば、何のためにするのかという原点に戻れば、もう少し慎重に考える必要があると思う。私は1分ということには疑問を持っており、わかりやすく言えば反対である。

ドゥマンジュ委員：まず大河委員の提案については、委員会としてどういう議論がされたかということ、市民の方に報告することは議会改革の流れの筋ではないかと思うので賛成である。そして井上委員の提案であるが、私は賛成の立場で

あっても討論できるようになればいいと思い、そこは賛成である。だが、1分という時間制限をすること自体の意味合いがよくわからないし、150字の倍ということだが、林委員のほうからも、自分の話したいことについて1分では時間が足りないのではということもあるし、また討論というのが自分の考えで、どちらを判断するのかということ、議会の場でまたみんなに問いかけるといふ意味合いからすれば、やはり時間を区切るものではないと思う。3分ぐらいというか、上限を設けること自体もなくともいいと考えるし、目安としては常識的なところで判断すればいいところだと思うし、そういう意味からは、都の区部にすれば議員数も多く、いろいろ討論の数が多いので時間を区切ることもあると思うが、この調布市議会でも討論するといっても多いわけではないし、時間をかなりとるというものでもない、現状のままでもいいのではと思う。

井上委員：ドゥマンジュ委員に質問。現状のままでもいいというのは、何が現状のままと認識されているか。

ドゥマンジュ委員：今の討論のあり方である。1分に区切ることでなく、現状のままの、今の討論をしている時間のことである。

井上委員：私の考え方を述べさせていただきたい。先ほど、林委員のほうからも1分というか3分程度というような御意見も頂戴したわけだが、我々の会派としては、1分と今回提案させていただいた理由は、150字の倍というイメージでまずは提案している。あくまでも具体的な提案ということで1分と数値を示した提案なので、この部分については協議をする中で一致点が見出せればと考える。あわせて、いろいろ御意見をいただいたが、そもそも論で、討論は賛否があって行うので、委員会で全会一致だった場合に討論が存在しないというのが素直な受け取り方である。全会一致なのだから、本会議場でも委員長報告に対する討論はあり得るべきでないし、そこで賛否が分かれたものについての討論は十分わかるので、その機会を担保すべきというのが会派としての考え方である。

雨宮委員：委員長報告についての基本的な立場と討論については、先ほど質問の冒頭のところで意見的なことを開陳したので繰り返さないが、やはり議会は審議経過の中身が非常に重要であるし、その結果がどういう結論に到達したのが委員長報告ということだと思う。いろいろと語弊があるが、委員長報告というのはそれぞれ会派の主張のぶつけ合いにしかかかっていない。だが、これは自由討議にも結びついてくるが、そういうスタート地点で意見が分かっているが、議論をした結果こういう結論になりましたという、本来、その結果がわかるような報告にすべきであって、少なくとも将来的にはそういう方向を目指すべきだと思っている。ただ、現状は既に150字、それぞれ委員の主張を集約して150字となっているので、それをあえてここで取戻せと言うつもりはないが、そういう将来的な見通しに立った場合には、今言ったようなことも必要になってくるという立場である。それから、討論時間の問題について

ては、先ほど井上委員のほうから協議に応じるといった趣旨の発言があったので、私は本来制限を設けるべきではないという立場であるが、ただここは合議機関だから、お互い一致を見出せるところで方向性を出すことなのかなという気はする。

林委員：先ほどの話の延長になるかもしれないが、少なくとも、その案件に対しての議論は委員会の中で細かい部分まで含めて尽くされていると思う。その上で本会議場に来るわけなので、本会議場は言論の府であるが、物事を決めていく場と思っている。議論を全く否定するつもりはないし、現状の委員長報告の拡充は今までよりも一定の前進があったと思う。ただ、その後の議論について、現状というものがいかなものかと思っているし、また、その議論について無制限に認めていくということについては、議決機関としての議会として効率性も求めていかなければならない。やはり、その一定の議論と効率性との着地点を見出していく必要があると考える。

大河委員：林委員さんにお聞きする。雨宮委員から委員会の方向性についてあったが、それについての御認識というのは、本会議場についてであるが、今言ったようなお話でしょうか。議案の経過をお話することについて、報告は議論があったものだけという形になっているが、どんな方向にいったらよいと思っているか聞かせてほしい。

林委員：今、委員長報告の150字、あれはあれで私はいいと思っている。それプラス、討論が、今の現状の、反対の方が時間制限なく、その方の良識に任せて、行われているわけであるが、それについては改善の余地があると、先ほど申し上げたとおりである。

大河委員：そうすると、審査結果だけでなく経過については、全会一致で原案了承であっても、結論が分かれた場合であっても、あまり報告する必要性はないと理解してよいのか。討論じゃなくて、委員長報告で原案了承だった場合は結果のみではないか。そういう経過は必要ないということか。

林委員：先ほど冒頭申し上げたとおり、少なくとも委員会のインターネット中継が今後始まるという前提において言えば、現状のままでいいと思っている。

小林委員：先ほど雨宮委員、それから大河委員からあった、今はやっていない委員会の議論の経過を委員長報告で行うとなると、委員長の受け取り方でニュアンスが変わるのではないか。私はそんなこと言っていないよとか、こんな議論があったんじゃないかという話で、どんどん委員長報告、どこに皆さんの決裁をとという話になっていくのかなと。今の現状は賛否を各会派の発言した方にお任せをして委員長が読むということになっている、今のところはそれで少し改善したという部分でね。継続して今後の課題というか、今、大河委員が言ってくれたようなことについて、逆に委員長に全部お任せで、という形にならざるを得ないのかなと思うが、そこでいろいろな問題が出てきざるを得ないのかなという心配を感じた。

雨宮委員：それは別の局面で、よく議論があった話だが、端的な事例として、今、別の

場面で議論している議会報告がある。現状の到達地点でいうと、それぞれの常任委員長が、市民の皆さんに報告をするところまで確認されていて、報告の内容についてはそれぞれの常任委員会の合意のもとに、報告内容を確認するということがなされている。私の持っている将来的なイメージはそんな感じだ。だから一速飛びに第4回定例会から今言っているようなことを、やれという極論を言うつもりはないが、そういう最終的な形態に持つていくためには試行をしながら、どれが最善かということを探っていく。この手続き、段取りを踏むことが必要だと思っている。

小林委員：内容はわかった。そういう形態を踏むのであれば、ただ委員会が終わって本会議までのタイムスケジュールが報告会とは違うかなと思った。将来的に検討する部分ではいいかなと思う。先ほどの井上委員の提案については、反対の討論だけで賛成の討論ができないのは、そのとおりかなと。時間制限についてはある程度無制限、今までもただただやっていることはないかと思うが、今後はいろんな方が入られてくる場合もあるので、ある程度の制限は議論の余地があると思う。

雨宮委員：時間の問題であるが、私も言葉の上では無制限といっても、これまでの状況見たってわかるし、それぞれ議員の皆さんも常識を持っている方がそろっていると思うので、無鉄砲なことは発生しないと思うが、ネット中継の導入に当たり、代表質問の時間についてかなり議論をし協議を重ねて、現状の到達をつくり出しているの、その意味で言えば、時間問題については、仮に導入するにしても、議論する必要があると感じる。

雨宮英雄議員：最初に井上委員から趣旨説明をいただいたのと、先ほど林委員がおっしゃった150字を残してもいいのではないかは微妙に手順からいうと違うような気がする。私のイメージは、先ほど確認の意味で井上委員に質問したときに、150字の委員長報告については省略と、その上討論を賛成も含めて認めたらどうかと確認をした。手順からいくと違っているという気がしているがどうか。

井上委員：先ほど雨宮英雄議員の御質問に、そのとおりであると答えたが、改めて説明をさせていただくと、本会議場における委員長報告の賛否の討論を行えるという意味では拡充と思っている。それが導入されることによって、委員長報告の150字は討論でやっていただければいいと思うので割愛、というふうに提案した。

雨宮英雄議員：細かく段取りを詰めて、時点、時点で確認をしていかないと、時間の方に目が行ってしまったり、手順のほうに目が行ってしまったり、話の方向性にばらつきがでてしまうと思う。私が今、御提案を受けてイメージをしたのは、委員会の委員長が本会議場で報告をする案件ごとに、全会一致だったのか意見が分かれたのかの報告がある、それに対して1件ごとに賛成も含めて討論が可能になる。その上で時間制限を設けるか、設けないかという認識であるが、その辺は大丈夫か。改めて井上委員の説明を受けて感じたので、確認の

意味で井上委員に質問する。

井上委員：おっしゃるとおりである。

大河委員：そういう提案であれば、私は少なくとも、例え 150 字でも委員会の内容を委員長がこういうようなことが話されたという、ざわりがわかるようなやり方をしたということは前進だったと思う。だから、2 度手間というとり方があるかわからないが、こんなイメージだと委員長が報告した後に、より具体的にやりとりがあれば、なるほどそういうことかと、だびっていることにはならないと思う。委員長が委員会で話された内容について、まとめるのは各会派にしろ、内容を披歴して賛成・反対の態度の討論がある形で、そのイメージでいいと思う。井上委員の前の部分の 150 字を失くすというのは、ちょっと違うのではないかと思った。

林委員：私も認識違いだった部分もあって、それであれば、ちゃんと申し上げておかなければならないのであるが、私どもとしては、委員長報告は今までの議論を経て委員長報告というものが出来上がっているから、それはそれで審査結果の報告として生かすべきと思う。私どもが、改善の余地があると思って言ったのは、その後に屋上屋を重ねるような形で、反対の討論等があったことに対して、なんとか改善の余地がないかということで今回提案した。委員長報告については今までどおり行った上で、3分なら3分の賛否の討論を許すべきと思う。

雨宮委員：これは事務局になるのかね、確認であるが、現在の 150 字ずつの委員長報告が導入されたのはいつの定例会からか。

（「平成22年の12月だ」と呼ぶ者あり）

雨宮委員：インターネットの導入にあわせてということであれば、それはそれでいいのだが、要するに、そういう外的要因も含めて議論を重ねた結果、150 字であるが、委員長報告に入れようと。そういう一連の経過とその結果としては前進と思っている。それをあえてこの段階で、後退というと井上委員には気に入らないかもしれないが、昔の形に戻すような必要はないし、むしろ討論の部分で時間の問題も含めて、全会一致でも討論ができるかできないかといった課題はあるにしても、やっぱり討論として保障すべきと私は思う。委員長報告は少なくとも、現状どおりでよいと思う。

雨宮英雄議員：だから、手順をイメージした上で、1つずつ詰めていかないと、まず 150 字が不要だと主張されて、私のほうはその前提で意見申し上げているわけである。その後の話として時間は2の次、3の次の話である。その辺の確認から1つずつしていかないと、たぶん終わってみたらその認識は違っていたとなりかねない。だから、手順からいって、だいたい本会議場での委員長報告で委員長が登壇をして、自席に戻ってからの討論という、時系列じゃないが、短い時間での動きを考えながら話しをされたほうが、いいと思うので意見として申し上げる。

小林委員：先ほどの林委員の発言で了である。

川畑副座長：だいたい意見が出たところであるが、座長から何か発言はあるか。

伊藤座長：整理しておかなければいけない部分もあるが、とりあえず方向性を皆さんの意見を聞きながら、幾つか出すものもあるが、その中で御協議をいただきたい。まず整理をしながら、全体的な皆さんの提案と意見、たぶんこういう形だろう、それを前提に発言する。委員長報告の討論要旨は本会議の討論が同じである、すなわち屋上屋を重ねているので、討論の時間を制限してみたらどうか、という提案であるが、この提案については、一部1分というような、もう一部3分というような発言もあった。これについては時間設定はすべきでないという提案もちろんあるが、おおむね3分程度を1つの目安として制定してはいかがかと思う。ただ発言者によっては400字でも2分かかる方もいるかもしれない。それは字数でおおむね決めたほうがいいのかなという部分も実際あるので、3分を計算すると大体1000文字くらいを目安として、それを超えないものとして扱っていただきたいということまず提案していきたいと思うが、それと同時に意見だけを申し上げたい部分は、審査結果だけでなく経過についても省略せずに報告してほしいという意見については、一般会計予算、決算における審査は、一般会計予算、決算の事項別明細書の見開きごとに質疑、意見を求めて進行しているので、審査が詳細かつ膨大な質疑のやりとりがある。審査日も3日から4日、1日当たり委員会記録もおおよそ100頁に及ぶ。どの部分を要約し報告していいのか、どの部分の発言がそれぞれの委員が重要視しているのか、委員長と事務局がまとめるにはかなりの時間を要する。現行の会期設定では大変難しいと考えられる。したがって、このことは今の現状の報告の内容の範囲といたしたい。もう一方、委員長報告に対する反対の討論はあるけれども、賛成の討論もできるようにしたい、できるようにしたらどうか。このことについて、これは1つの案として、委員長報告に反対する異議が最初に行われるわけだが、その異議に対する異議という取り扱いになろうと思う。委員長報告に反対する意味の異議、その異議に対する異議の発言ということで、事実上賛成討論としての発言として、均衡を図っていく方法も考えられる。それぞれ御主張があると思うが、今の提案でそれぞれの委員の御理解が得られるのかどうか伺いたい。

川畑副座長：今、座長から何点か提案はあったが、御意見をお伺いしたい。何点かに絞っていききたい。現在、討論の時間制限ということで皆様から御意見をいただいた。また座長のほうから提案があった、時間制限を設けてはどうかと、3分程度1000文字と提案がされた。まずこれについて1つずつ伺いたいと思う。

林委員：我が会派は、座長提案に賛成である。

川畑副座長：委員長の報告としての意味合いである。

林委員：改めて、座長提案は了とする。

雨宮委員：今の副座長の集約は、委員長報告そのものの討論の是非のことであると思うが、認めるか、認めないか。時間ではなく。

川畑副座長：時間のことである。

雨宮委員：1000 文字相当。これはどこかで折り合いがないとまずいと思うので、どうなのかなという感じだ。私としては、この場の多数のあれで見られればやむなしと。

大河委員：例えば、非常に内容の濃い条例などの場合などいろいろな場合が想定される。時間は長くてもおおむね3分を目安にするというようなことの意味は理解するが、それに字数をセットという話はどうなのかと思う。話すテンポもあるかもしれないが、私は時間でそれを目安にする程度でよいのではないかと思う。字数まで決める必要はないと思う。

井上委員：提案会派としては、1分を提案したが、3分程度の座長提案には賛成する。3分目安、1000 文字という提案に対する意見だが、これは委員長報告に対する反対討論への異議との説明を受けたが、その範疇で3分目安、1000 文字相当というのはよい。その前提としては、これまでの委員長の報告150 字をなくした上での形を了承ということを中心として主張させていただく。

伊藤座長：現行の委員長報告は、このまま現状どおりにしたいと思っている。その中において、賛成、反対含めて行えるようにした場合に、それぞれ1000 文字が1つの目標と設定すべきだろうという考え方である。井上委員提案の委員長報告は、昔の状況の結果のみに戻すということではない。

ドゥマンジュ委員：3分を目安に1000 文字ということは、大河委員から議会は言論の府であるという言葉もあったし、私は本来であれば、そこに縛りをつけるべきではないと思っているが、一定の方向を見出すことであれば、やはり終息しなければならないということであれば、3分というところで落ち着くのかなということは受け入れようと思う。

雨宮委員：座長提案に水を差すという意味ではないが、上限3分ないしは1000 文字という捉え方でよいのか。

伊藤座長：まず時間の3分を優先して考えていただきたい。

雨宮委員：3分のほう。わかった。

大河委員：おおむね3分か。長くても3分を目指す程度の話か。

伊藤座長：会議規則には、こういう規定がある。討論の時間制限について、第52条には議長は必要があると認めるときは、発言時間を制限することができるという規定がある。したがって、そういう決めごとをしなくても、あまり長い部分は発言を止めるという権限を持っていることも御理解願いたい。先ほども出たが、一般会計予算だとか、基本構想だとか、そうしたものについての質問は、3分の適用はしないことにしたい。

雨宮英雄議員：150字のことを申し述べさせていただいたが、林委員から屋上屋を重ねるという表現があった。違った意味で屋上屋になるという気がしてならない。座長から提案のあったことに関し、後半の時間制限は賛成である。ただし、先ほどから何回か申し述べているように、委員長報告がある。委員長報告が全会一致の場合はその報告がある。意見が分かれた場合は、どことどこどという意見があった、例えば賛成があった、反対があった、どこの会派から

そういうことがあった。150字を省いた上で賛成も含め討論を行う。そんなイメージである。だから討論の中に当然委員会での議論がどうだったかを含めて、委員長報告の結論に添えるという考え方をしたほうがいいと思う。

大河委員：それがとり方によってなかなかあれなので、発言された方が責任を持って出すという意味で150字ということに終結をしたと思うので、今言ったような話にするのであれば、私が言っているような話につながっていくことなので、座長も言われたように、いろいろな議論の末、議論が市民に見えるような形で提示をするということで、150字というのは、会派のどのどのより、意見のうち代表的に出された内容を伝えることなので、それと本会議の討論とは分けていいと思うし、決して屋上屋ではなく、委員会の長が委員会であったことの報告なので、たいして時間をとる内容ではないし、聞いている側からすれば、そういうことなのかがわかることなので、簡略する必要はないと理解している。

伊藤座長：私の考え方に、基本的にこういうものもある。委員長報告は各委員が発言したことを150字に要約して委員長に提出する。委員長はその中身を精査してこれならば報告に値するというものに仕上げ、本会議場で委員長報告をされている。したがって、できるならば、150文字で訴えられたこと以外、別な部分を3分以内で表現していただければ、ある意味ではなるべく屋上屋にならないように配慮願いたいということになるのではないかとと思うが、いかがか。

井上委員：委員長報告どおりでない会派の討論はあるが、その討論に対する異議はないという中で、反対討論に対する異議を唱える発言は、認めていこうと。その代わりに、そういう討論が委員長報告に対し賛成、反対それぞれの立場からできるようにするわけなので、委員長報告の中で委員会で話された内容は報告する必要はないのではないかと趣旨で提案した。よって、両宮英雄議員から言われているとおりの内容で会派の提案を発言させていただいた。あわせて委員長報告に対する賛否の討論は会派からやっていただく形もあると思うが、基本的には当該委員の方から委員長報告に対する討論、あるいは反対討論に対する異議を行うという前提でいくのであれば、その当該委員は、150字の中に思いを込めるという意味ももちろんあると思うが、そういうことではなくて本会議場で委員長報告に対して私たちはこういう考え方だ、委員会でもこういうことを言ったということを述べていただければよいと思う。3分とか、1000文字は理解するが、我々の会派の提案としては、そういうことで提案させていただいた。

両宮委員：そういう提案の趣旨であったが、いろいろ議論を重ねた結果、先ほど座長の集約になったと理解する。だから最終的な形としては、座長の提案でいいのかなと思う。これも繰り返しになるが、委員長報告は委員会の審査経過を含めた結果の報告なので、1委員の主張であったり、1会派の主張である討論と性質を異にすると思う。そういう意味では現状の150字報告は残してお

くべきであると思う。

大河委員：150字の中に、エッセンスを入れていると思うので、できるだけそれ以外のことという座長の発言があったが、本会議の討論は150字を含まない内容にするのはなかなか難しいことではないかと思う。できるだけ主張がわかる程度ということで、150字以外の内容というのは難しいのではないかと思う。

ドゥマンジュ委員：私も実際討論をつくることを考えながら座長提案を聞いていたが、やはりそれ以外のところとなると、一番言いたいところを150字でまとめていると思うので、それ以外のところを本会議で討論するのは難しいのかなと思う。

伊藤座長：一番おっしゃりたいこと、訴えたいことは委員長報告に入っている。ということは、委員長報告だけで済まないかという議論になりかねない。

ドゥマンジュ委員：一番大事なところは委員長報告の150字でまとめる。それは委員会の討論でやっている内容である。本会議場ではそれに付随するような説明だとか、または別な角度から補足するようなことも出てくると思う。討論では基本の150字に入っていることももちろん述べて、それ以外の補足を述べて3分以内ということであれば納得する。

伊藤座長：思いはわかるが、そこが議論になっている屋上屋につながることになるのではないか。しかるに、150字だけではこの議案に対する賛成の理由は他にもある、反対理由は他にもあるというときに、そのことを表明するための場として本会議の討論の内容を膨らませてくださいということ、ぜひ心がけていただきたいというふうに思うが、いかがか。

ドゥマンジュ委員：それは、150字に書いたことは本会議の討論に入れてはいけないということではないですよ。

伊藤座長：全く触らないというのは無理があると思うが、その部分はさっき委員長報告で言っているだろうと。そういうことは、本会議の討論ではなるべく避けましょう。できるならば、もっと市民のわかるように、こういうふうに思ったんだというところの部分において作成されるべきではないかと思う。

林委員：150字に入れてはいけないとか、入れていいとか、あまり細かくすると。座長のおっしゃった趣旨は理解いただいて、あまり細かく考えずにというとはおかしいな。決めずに、包括してうまくやっていければよいと思う。今までの経過の中で委員長報告はでき上がっているし、新たな提案も出ているところなので、その辺で折り合いをつけてやっていくのがよいと思う。

井上委員：うちの会派から出させていただき、議論の雰囲気はつかんだ。こちらで出た意見を持ち帰らせていただきたいが、いかがか。

伊藤座長：提案会派においては少し調整が必要だという発言があり、方向性としてはこういう方向性で最終的には3分の時間制限を設け、そのほか全体的な議論はしていないのでわからないが、賛成討論をするのか否かという部分、私が先ほど提案したところに皆さん発言はないけれど、そこにまだ行っていない段

階での持ち帰りの発言が出たので、その先の議論もしておかないとまた持ち帰りになる。その先の議論もしてください。

川畑副座長：委員長の審査報告について、経過も報告してほしいという意見があったが、審査報告が膨大になることから、座長からは現状どおりとしたいという提案があったが、これについて意見等を伺う。

井上委員：座長提案のとおり、現状のとおりでよい。

雨宮委員：今提起された副座長の発言だが、もう一度言っていただけないか。

川畑副座長：委員長の審査報告に、経過も入れてほしいという提案について、座長からは膨大な量になるとのことで総合的に考えて現状どおりとしたいとの提案があった。これに対しいかがかを聞いている。

雨宮委員：それに対し井上委員から持ち帰りとの発言があったのではないか。

井上委員：そうではなく、150字について持ち帰りと言った。

大河委員：委員会の審査結果が原案了承であっても、少なくともそれぞれの議論の経過を簡略であっても委員長報告する方向で行くべきであると主張させていただいた。ただ、今はという話があったが、先ほど雨宮委員さんの発言にあったように、自由討議をし、議会を活発な内容にしていく。そういう流れの中で委員会の内容もそれなりに充実してくることを思えば、将来的にはそういうことも踏まえた、いくらインターネットをしても皆が見ているわけでもない、本会議を見れば、議会の流れというものが市民に十分説明責任が果たせることを目指すべきだと思う。このことはぜひ引き続き検討の俎上に置いていただきたいと思うが、すぐに実行することが難しいということについては、理解するものである。

林委員：副座長のおっしゃった審査経過の報告については、現状のとおりというのは委員長報告が、意見が分かれた場合に150字のやり方のとおりという理解でよいか。

伊藤座長：今の問題を1つずつ分解すると、持ち帰りの案件もある。ただ、提案会派からは、別の案件もあるが、その部分もおおよそ方向性を見出していないと、関連しているので、場合によっては、大河委員の提案の部分を取り入れて、最終的に討論の300もノーとするとか、いろいろな組み合わせができる。その部分において、私が提案をしたものについて、方向性をだいたい理解したいと思っている。大河委員からは、経過も省略せず、委員長の審査報告に入れてほしいとの提案だが、そのことについては、先ほど言ったように、膨大な発言量の中において、委員によってどれが重要なのか違うだろうと。ついてはこれを会期中の中に組み入れるのは難しい。したがって、現状でお願いしたいという発言をした。

林委員：改めるが、座長がおっしゃったのは、私が先ほど申し上げた現状の委員長報告のとおりとういうことでよいか。

伊藤座長：そのとおりである。

雨宮委員：当面は先ほどの提案でよいと思うが、経過報告についてペンディングではな

いが、課題の1つとして残しておいていただきたい。

ドゥマンジュ委員：私も議会報告会に当たり、市民の前で委員長報告をして説明していくことを踏まえ考えると、本会議場での委員長報告の意味合いは大きいと思うので、座長のおっしゃった課題はあることを認めつつ、引き続きいずれ検討していくことで、座長案は了としたい。

伊藤座長：おおむねこの件については、方向性は理解した。

川畑副座長：座長が3番目に提案した、委員長報告に賛成、反対の討論が行えるようになる部分の皆さんの意見等を伺いたい。

林委員：確認させていただくが、座長提案は、現状の委員長報告に対して異議のあるつまり反対される方の討論、それに対しての異議、つまり委員長報告に賛成する発言も認めていくという理解でよいか。それでよければ了とする。

伊藤座長：その理解でよいと思う。これは何に関連するかというと、最終的な採決に関連することになる。したがって、例えば委員長報告に反対する討論はするが、1つずつ採決するに当たり、請願・陳情の意見が3つに分かれるとすると、それぞれ委員長報告に対する反対は今まであり、その反対の方の意見をまず採決していた。次に反対する方の発言に異議がある、つまり委員長報告に賛成なんだという討論を許す。そして討論の後に採決するという手順を踏む中で、どうしても複雑になる。その辺もよく考えながら結論を出さないといけない。

大須賀委員：整理すると、基本的に議案は賛成、反対討論はある。ただ今のケース、請願・陳情の場合、委員長報告が不採択の場合、それに対し異議がある場合、例えば採択を主張する会派がある場合、採択を主張された会派のみが討論をして採決していた。その異議に対しての異議は何ら披歴されないので、不公平ではないかという議論があったので、今回陳情についても、異議に対する異議も態度表明できる提案ということでもいいと思うが。議案については、今まで賛成、反対討論は行われていた。

伊藤座長：そういう採決の流れを想像していただければわかると思うが、今までは委員長報告に対する反対の方だけが態度表明をし、採決し、否決されるという流れになっていた。その反対の方の態度表明に対する異議、つまり委員長報告に賛成の方の発言を認めるという流れになる。それぞれ皆さんの発言に対し方向性を私なりに示し、議論がされたと思う。持ち帰りたいたいという会派もあったので、この件は継続協議で御理解いただきたい。

川畑副座長：皆さんの御意見を踏まえ、本件は継続協議とすることでよろしいか伺う。

—了承—

川畑副座長：日程（協議）の途中ではあるが、前半の検討事項はここで終了させていただき、これからは、(5)の議会基本条例についてを議題とする。前回までに、資料56として、条例（案）の全文を配付している。最初に、伊藤座長から資

料56の条例(案)全般について説明をいただき、その後、各章ごとに意見交換に入る。最初に、条例(案)について座長から説明をお願いする。

伊藤座長：資料56の議会基本条例(案)について説明する。最初に前文について説明する。前文では、社会背景を踏まえ、真の二元代表制を確立するため議会の使命と決意を述べている。議会は多数の合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を生かし、市民の意思を反映させるため競い、協力しながら市としての意思決定を導くという共通の使命を述べている。また、議会と市長は役割に違いがあるが、住民の代表機関としては対等な関係にあること。このため、議会は市長の政策決定や事務執行の監視・評価を行い、政策の立案や提言を行う機関であることが求められていることを記述している。また、議会はその権能を十分駆使して、論点や争点を市民に明らかにし、住民の意思を行財政に反映させなければならない責務もある。そのため、住民の代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、市の行財政運営に反映させなければならない。さらに、議事機関である議会が政策立案機能を果たし、重要施策の企画立案等に議会として主導性を発揮し、住民から信頼される存在にみずから変えていかなければならない。こうした認識を市民とともに共有し、安心して安全に、いつまでも住み続けられるまちづくりを進めるため、議会の最も基本となる条例を制定するものとしている。

次に、3ページ第1章総則である。この章では、条例の目的と基本理念を定めている。「目的」では、市民に開かれ活力ある議会を構築するため、必要な基本理念を定め、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の役割を明確にし、市民の負託に応えること、さらに、本来のあるべき議会活動を行うことにより、市政及び市民福祉の向上の発展に寄与することを定めている。「基本理念」では、調布市議会の議決により、市民の意思が確定することを踏まえ、議会活動の基本を「市民に開かれた議会」とし、その実現のため情報公開と議論の活性化を図り、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させる努力をし、自律した地方自治(地域主権)の確立を目指すものと定めている。

基本理念を「市民に開かれた議会」とした理由としては、議会改革検討代表者会議において、協議される基本的な考え方、議会のあるべき姿は「市民に開かれた議会」であり、そのためには市民への「情報公開」が求められていることから、議会の基本的な理念を「市民に開かれた議会」としたところである。また、前文と総則において、みずから律するという「自律」という表現を使用しているが、みずからの行為を主体的に規制し、外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動する。という意味で使用している。

次に、4ページ第2章議会及び議員の使命及び活動原則についてである。この章では、議会及び議員の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めている。議会の使命は、選挙で選ばれた議員が市民の多様な意見を持ち寄り、その意見を議員同士で話し合い、集約し、市政に反映させるこ

とを使命と定めている。

議会の活動原則として、

- ① 基本理念と同じ市民に開かれた議会を目指すこと。
- ② 議会活動は、原則公開とすること。
- ③ 市民意見を把握し、議論を活性化させること。
- ④ 政策提言、政策立案を行うこと。
- ⑤ 継続的に議会改革を行うこと。

を活動の原則として定めている。

次に、議員の使命は、直接選挙で選ばれた公職として、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命と定めている。

一方、議員の活動原則として

- ① 議員間の活発な討議を重んじること。
- ② 市政について市民の意見を的確に把握し、自己の能力を高めるため資質の向上を図ること。
- ③ 議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- ④ 市民への説明責任を果たすこと。

を活動の原則としている。

また、議員は、会派を結成することができ、会派は政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めることを定めている。

次に、5ページ第3章市民と議会の関係である。この章では、「市民のための議会」との考えから、「市民に開かれた議会」を実現するため、市民への情報公開と説明責任を柱とし、情報公開の推進では、会議の公開、審議に係る資料の公開、議員活動の情報提供、傍聴環境の整備、議会報告会の開催等について定めている。また、広聴機能の推進では、多様な広報・広聴手段を活用しながら、市民の声を積極的に聴取すること、陳情・請願の審議において、提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聞く機会を設けること等を定めている。

次に、6ページ第4章市長等と議会の関係である。この章では、市長等執行機関と議会の議員を市民が直接選挙で選ぶという「二代表制」のもとで、市長等との関係、議論の充実、監視・評価、議決事件の拡大等について定めている。特に、市長等との関係では、議事機関と執行機関との立場を踏まえ、常に緊張関係を維持しつつ、合議制の特性を生かし、議会としての民意の把握に努め、政策立案、政策提言等を通じて、多様な市民の意見を反映させ、市民にとって最善の意思決定を行い市民福祉の向上に資する責務を定めている。議論の充実では、論点を明確にするため現在試行中である一般質問における一括質問方式、一問一答方式を選択することができることを定めるとともに、市長等が提案する重要な施策等については、必要に応じてその政策形成過程の説明を求める規定を定めている。これはどのような過程で政策が形成されてきたのかを、議会としても確認し、その政策の趣旨等を理解する必

要があると考えたことからである。また、議会の基本的な役割である監視及び評価では、議会機能の強化を図るため、議会は監視及び評価機能を高め、適正な行政運営の確保に努める基本を定めている。また、議決事件の拡大では、調布市基本構想の策定、または変更について議決事件と定めている。

なお、この議会基本条例が制定される際には、現行の「調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例」については、廃止していきたいと考えているところである。また、市長等と議会との関係では、災害時における議会としての支援として、市の災害対策本部を支援する調布市災害対策支援本部の設置について定めているところである。

次に、7ページ第5章議会機能の強化である。

この章では、議会が持つ本来の権限を十分に行使するため、必要な議会機能の強化について定めている。議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとし、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものと定めている。また、自由討議では、議案等の審議、審査または調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努め、議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営するよう定めている。そのため、委員会活動では、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮すること、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うこと、委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行うことを定めている。また、8ページでは、議員研修の充実として、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとし、議員研修の充実強化を定めている。次に、調査機関の設置では、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することを定めている。これは、地方自治法第100条の2項にも規定されているが、今後の議会機能強化を図るためにも、必要があると認めるときは、調査機関の設置を定めている。また、議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めることも定めている。

次に、9ページ第6章議会事務局体制である。議会機能の強化を図るためには、議員をサポートする議会事務局の体制整備が必要である。今後、二元代表制の趣旨に従い、議会がその役割を果たしていけばいくほど執行機関との対立・競争等は避けられない。また、議員立法や政策立案、政策提言を行うことについても、その基本となる政策法務の知識が求められてくる。議会機

能の強化とともに、その議会事務局の高度なサポート体制が必要となってくる。こうしたことから、議会事務局の調査・政策法務その他の機能を図るものとし、そのため、議長は、事務局職員の任免権を行使し、職員人事に関して市長等は、あらかじめ協議することを定めている。

次に、10ページ第7章政治倫理である。この章では、議員の政治倫理について定めている。議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議員活動及び議会活動を行っている。したがって、市民から負託を受けた市民全体の代表者として、市民から信頼され、市民から疑いを招くことのない行動が求められている。この基本条例は、議会だけに限らず、議会を構成している議員それぞれに対する市民の信頼があって初めて新たな議会づくりが実現するものである。議員みずからが、議員活動の原点である政治倫理の重要性を自覚するため、単独の章を設けた。そのため、本条例が制定された後には、議員の政治倫理に関する条例を制定していきたいと考えている。

次に、11ページ第8章政務活動費である。この章では、政務活動費を活用し、市長等に対して政策提言を行うことを規定している。政務活動費は、法律の定めるところにより条例でその支出根拠を定めている。現行、調布市議会では、「調布市議会市政調査費の交付に関する条例」に基づき、市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として市政調査費が交付されている。本年、平成24年9月に地方自治法の一部が改正され、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究」から「調査研究その他の活動に資するため」と改められたところである。これまで、市政調査費の用途については、透明性を図ってきたところであるが、条例においても政務活動費を有効に活用し、市政運営に反映させるとともに、その用途については、市民への説明責任を負うこととし、透明性を求めていくと定めている。

次に、12ページ第9章議員定数及び議員報酬である。議会は、市民の多様な意見を持ち寄り反映させる場であることから、議員定数については、市民による直接請求を除き、行革や市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮するとともに、議会みずからが市民の声等を十分認識し、議員又は委員会が提案する努力を規定している。また、報酬については、議員定数と基本的には同じ考え方であるが、調布市特別職報酬等審議会の意見を反映するものと定めている。

最後に、13ページ第10章条例の位置づけ及び見直し手続きである。

この章では、本条例を議会の最も基本となる条例と位置づけ、市議会の条例の制定または改廃等に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重すること、議会及び議員は条例等を遵守し、市民の負託に応えること、また、必要に応じて検討を加え、条例の見直しを行うことを定めている。最後に、見直し手続きであるが、議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加

え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものと定めている。

なお、この条例案を代表者の方々には御配付し、そして各会派に配付させていただいているところである。ついては、今と同じような説明になると思うが、日程を定め、全議員対象にこの説明をさせていただく機会を設けたいと考えている。今最大限調整がとれる日程は、11月26日午後の予定をしている。11月19日にも代表者会議がある。その際にも基本条例案についての議論を進めてまいりたいと思うが、一方代表者会議の議論は議論として進めさせていただく。26日には全議員に対して広く理解をいただくための作業を実施していきたいということを改めて付け加えさせていただく。

川畑副座長：説明に御意見等があれば伺う。

小林委員：前回1度出たときに、条文が全部出ていないので、全体が見られないとわからないということで、出していただいたと思うが、各会派から出た案も同時並行して協議していると思う。その中で条文に盛り込まなければならないものが出てきたときは追記あるいは後に載せることをしていただけるのかという点と、条文について議論していく中で、個別案件では出ていなかったが、条文にはこのことを載せたほうがよいのではないかという議論になったとき、載せていただけるのかどうかを確認したい。

伊藤座長：おっしゃるとおりで結構である。これから議論するテーマもこちらに組み込まれている。それについては、これに載せるのは時期早尚であるという御意見が一方ではあるかもしれない。ただ条例案としては、そういったことも考えているよ、代表者会議の議論は議論として皆さんから提案されたものについては、議論し、方向性を定めていく。それをこの中に反映していくという考え方である。もう一方は、条例案の中にこうしたものも付け加えたほうがよい、もしくはこの表現はまずいよ、この表現は改めようという議論が皆さんの中で調整を図られ、最終的に原案が成就すればいいと思っている。

林委員：まず、26日に全議員向けの説明会を行うとのことだが、時間等が決まっていたら教えていただきたい。条例案は、今でなくて、26日の全議員説明会のときで結構だが、憲法、地方自治法との関連性、それと独自の解釈に基づき作成されたものがあるのか、それと他市の事例等と比較して大きく異なる点、特徴等について説明いただければ。

伊藤座長：後ほど。

雨宮委員：全容がここで明らかにされた。今後、次回以降になるのか、前文も含め逐条的なたたき作業をやることになっていくと思うが、一言一句についてこういうふうに修正したほうがよいとか、前回の最後のところで座長は修正がある場合は、案分を提出ということをおっしゃった記憶がある。そのへんの具体的な手立てはどんなふうに考えればよいのか。

伊藤座長：基本的には全ての内容が明らかにならないと議論が進まないという感覚を覚え、代表者会議の委員の方も同じ考えがあったと認識している。したがって全ての内容をお示ししたので、それについては、前回もお願いしたが、1章か

ら最後の章まで一遍に議論をするのは無理がある。それぞれ章ごとに進めていきたい。その章の中において、例えば表現をこうしたい、手直しをしたいということであれば、それは対案をもってお出しただければ、協議をする材料として皆さんで意見交換をされたらいかかかと申し上げたところである。

雨宮委員：修正案の提出は、会議のその場で提出し配付するのか。事前に提出して事前に配付してもらうのか。

伊藤座長：まず前文のところが、こういう表現をしてもらいたいというのであれば、口頭ではわかりにくいので、ペーパーにしてまず委員に配付したい。ただ当日配付ではなかなか認識できないので、事前に配付する。事前に配付するに当たっては、受付は私たちが受け付けたい。それを事務局ほうで必要な部数をつくり会議の何日か前に委員さんに配付する。こういう手順でいきたい。

川畑副座長：26日の会議の時間はとの質問があったが、まだ決まっていないので、決まり次第速やかにお知らせする。

伊藤座長：時間はなぜ午後かということ、一般質問の通告締切はその日の正午なので、午後を設定する理由はそこにある。したがって、夕方ということはたぶんないので、午後なるべく早い時間を皆さんに後ほどお知らせしたいと思う。

ドゥマンジュ委員：11月26日に全議員対象に条例案の説明会が行われるとのことだが、ここでは説明だけではなく、それぞれの議員からの質問、意見を受け付けるのか。ここで案として全てが出たので、全ての議員に関して、より自分のこととして受けとめてくる段階だと思うので、その意見は、この代表者会議でも把握するべきではないのかと思うので、ぜひその機会を設けていただきたい。

伊藤座長：意見はお聞きしたいと思うが、それに対し議論する場ではないと思っている。というのは、それぞれ意見は意見として当然出てくると想定すると、私たちの会派はこういうふうにまとめてきた。結論がこういうふうになりそうだったらもう一度持って帰りたい。もちろん会派の事情はあると思う。会派の方向性は1つなので、まずは会派の中で調整を図り、そして代表者の方が最終的な発言をし、それぞれの議論をしていただくのが手順ではないかと思う。ただこれを配付したまま、代表者以外の議員さんが配られたきり何の説明もないよということがないように、事細かく丁寧にその時々タイミングを見図りながら報告をする必要はあると思う。

大河委員：内容に対しての案があれば事前という話があったが、事前というのは、最初に感じたことがあれば出すということで、その後は議論していく中でそれぞれこういうことで、例えばその次ここが懸案だということだとすれば、次の会までに何かあったら出す。そういうふうにならざるのか。

伊藤座長：先ほど申し上げたとおり、次回議論するテーマ、範囲は事前に最終的なきょうの19日であれば1章ぐらいまでは入るのかなというのは、皆さんも感じるのではないかと。もしくはそういうことを私から当然言う。その中における考え方示していただければ、ペーパーで配付することは可能である。

川畑副座長：それでは、会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

4 その他

○ 第20回代表者会議の日程について

第20回代表者会議は11月19日（月）午後2時から、全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料13：第18回代表者会議合意事項